

# 公益社団法人江刺青年会議所定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、公益社団法人江刺青年会議所（英文名 Junior Chamber International Esashi）と称する。

### (事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を岩手県奥州市に置く。

### (目的)

第3条 本会は、地域社会及び国家の健全な発展を図り、会員相互の理解を深めるとともに自己の研鑽に努め、国際的理解及び親善を助長し、日本と世界の繁栄及び平和に寄与することを目的とする。

### (運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人、法人その他の団体の利益を目的として、事業を運営してはならない。

- 2 本会を特定の政党のために利用しない。
- 3 本会は、剰余金の分配を行わない。

### (事業)

第5条 本会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
  - (2) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
  - (3) 県政及び市政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
  - (4) 大規模災害及びそれに準ずる災害等が発生したときの被災者支援並びに被災地域の復旧・復興を目的とする事業
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、本会の公益目的の達成に必要な事業
- 2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
- (1) 会員の資質向上事業
  - (2) 会員間及び諸団体との交流事業
  - (3) 会員の拡大を図る事業
  - (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 本会の会員は、次の2種とし、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員

(資 格)

第7条 会員の資格は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 正会員

正会員は、奥州市内又は近隣市町村に、居住し又は勤務先を有する20才以上40才未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認された者とする。ただし、事業年度中に40才に達した場合、その事業年度内は正会員としての資格を有する。また、直前理事長及び公益社団法人日本青年会議所内の組織における直前の長としての職務により出向する場合も、40才を超えても正会員の資格を有するものとする。

(2) 特別会員

特別会員は、40才に達する年の事業年度末まで正会員であった者で、理事会で承認された者とする。

- 2 40歳に達した事業年度に本会の理事であった者は、前項第1号の規定に関わらず当該事業年度に関する1月の通常総会の終結の時まで、正会員の資格を有する。

(権 利)

第8条 正会員は、本会の目的達成に必要な全ての事業に参加する権利を有する。

- 2 特別会員については別に定める。

(義 務)

第9条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な義務を負う。

(会費納入義務)

第10条 会員は、総会において定める額の会費及び入会金を納入しなければならない。

- 2 会員は、毎年所定の納期に年額の会費を納入しなければならない。  
3 入会金及び会費に関する事項は、別途規程に定める。

(入 会)

第11条 本会に会員として入会を希望する者は、会員資格規程に基づき入会手続きをしなければならない。

- 2 入会の承認は、理事会が行う。

(休 会)

第12条 やむを得ない事由により本会の事業に長期間出席できない正会員は、理事会の承認を得て休会することができる。ただし、休会中の会費は、これを免除しない。

(資格の喪失)

第13条 会員は、次の各号のいずれかに該当したときは、会員としての資格を失う。

- (1) 退会したとき。  
(2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。  
(3) 除名されたとき。  
(4) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。  
(5) 総正会員が同意したとき。

(退 会)

第14条 本会を退会しようとする会員は、その事業年度の会費を納入して、退会届を理事長に提出しなければならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りでない。

(除 名)

第15条 本会の会員が次の各号のいずれかに該当するときは、第35条第2項の規定に基づき、総会の決議によりこれを除名することができる。

(1) 目的遂行に反する行為のあるとき。

(2) 秩序を乱す行為のあるとき。

(3) 1年間会費納入義務を履行しないとき。

(4) 例会への出席義務を履行しないとき。

(5) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、その正会員に総会の1週間前までに、理由を付して除名をする旨の通知をし、除名の議決を行う総会において、弁明の機会を与えなければならない。

3 特別会員又は第1項各号のいずれかに該当するときは、理事会の決議により、当該会員を除名することができる。

4 除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

### 第3章 役員

(種 別)

第16条 本会に、次の役員を置く。

(1) 理 事 5名以上20名以内

(2) 監 事 2名以上5名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。また、1名を専務理事とし、専務理事をもって一般社団・財団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選 任)

第17条 役員は、総会においてこれを選任する。

2 理事は本会の正会員の中から選任しなければならない。

3 監事は本会の会員の中から選任する。ただし、必要があるときは本会の会員以外の者から選任することを妨げない。

4 理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。この場合において、総会の決議により理事の中から理事長候補者を選出し、理事会において当該候補者の中から理事長を選定する方法によることができる。

5 監事は本会の理事並びに、会議、特別委員会及び委員会の構成員を兼任することができない。

- 6 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 7 本会の監事には、本会の理事（親族その他の特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。
- 8 その他役員を選任に関して必要な事項は、別途規程に定める。

（理事の職務・権限）

- 第18条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、本会を代表し業務を統括する。
  - 3 副理事長は、理事長を補佐する。
  - 4 専務理事は、理事長、副理事長を補佐して、事務局を統括し、業務を処理する。
  - 5 理事会は、理事長以外の理事の中から、専務理事を選定することができる。
  - 6 理事長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務・権限）

- 第19条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況を調査することができる。

（理事への報告義務）

- 第20条 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。

（理事会への出席義務等）

- 第21条 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。
  - 3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

（総会に対する報告義務）

- 第22条 監事は、理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告しなければならない。

(監事による理事の行為の差し止め)

第23条 監事は、理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事の任期)

第24条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する1月の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 理事の辞任により第16条に定める定数に足りなくなるときは、当該理事は新たに選任された者が就任するまで、なお理事としての権利義務を有する。

(監事の任期)

第25条 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する1月の通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期が満了する時までとする。

3 前条第2項の規定は、監事について準用する。

(辞任及び解任)

第26条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。

2 役員は、総会において解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第35条第2項の規定に基づいて行わなければならない。

(直前理事長等)

第27条 本会には、直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。

2 直前理事長等の任期に関しては第24条第1項の規定を準用する。

3 直前理事長は、前事業年度の理事長がこれに当たり、理事長経験を生かし業務について必要な助言を行う。

4 顧問は、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。

5 直前理事長等の辞任及び解任については、前条の規定を準用する。

(報酬等)

第28条 役員及び直前理事長等は無報酬とする。ただし、正会員の資格を有しない監事には、報酬を支給できることとし、その額については、総会において別に定める。

(取引の制限)

第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする、本会の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする、本会との取引

- (3) 本会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本会と理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

## 第4章 総会

### (構成)

第30条 本会の総会は全ての正会員をもって構成する。

### (種類)

第31条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とし、毎年1月に開催する通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。

### (開催及び招集)

第32条 通常総会は、毎年1月及び8月に法令に従い招集し開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に招集する。
- (1) 理事会が決議したとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上を有する正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。
- 3 前項第2号の規定による総会招集の請求があったときは、理事長は、その請求を受け取った日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 4 総会を招集するには、日時、場所、目的及びその他法令で定める事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとするときは、2週間前までに通知を発しなければならない。

### (権限)

第33条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及びこの定款に別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 理事長候補者の選出
- (4) 財産等の運用の承認
- (5) 事業報告及び附属明細書の承認
- (6) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (7) 財産目録の承認
- (8) 定款の変更
- (9) 入会金及び会費の額

(10) 次に掲げる規程の制定、変更及び廃止

ア 会員資格規程

イ 役員報酬規程

(11) 解散及び残余財産の処分

(12) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(13) その他法令又は本定款で定められた事項

(議 長)

第34条 総会の議長は、その総会において出席した会員の中から選出する。

(定足数及び決議)

第35条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事項に関しては、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上の議決により決する。

(1) 正会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止

(5) その他法令で定められた事項

3 やむを得ない事由により総会に出席できない正会員は、法令の定めるところにより書面又は電磁的方法により議決権を行使し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

4 前項の場合において、第1項の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

5 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会決議があったものとする。

(議決権)

第36条 正会員は、総会において各1個の議決権を有する。

(議事録)

第37条 総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した会員の中から選出された議事録署名人2名以上の者が記名押印しなければならない。

## 第5章 理事会

(構 成)

第38条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(種 類)

第39条 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(開催及び招集)

第40条 定例理事会は、原則として毎月1回、理事長がこれを招集する。

2 臨時理事会は、次の各号に掲げる場合に招集する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 第21条第2項又は第3項の規定による請求があったとき。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、開催日の5日前までに各理事及び各監事に対し通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

5 理事長がやむを得ない事由により理事会を招集できない場合は各理事が招集する。

(議 長)

第41条 理事会の議長は、その理事会において出席した理事のうちから選任する。

(定足数及び決議)

第42条 理事会は、その構成員の過半数の出席により成立し、その議事は出席者の過半数をもって決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、決議に加わることができない。

(権 限)

第43条 理事会は、本定款に別に定めるもののほか、次の各号の職務を行う。

(1) 事業計画及び収支予算の承認

(2) 理事長及び専務理事の選定及び解職

(3) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(4) 総会で決する以外の規程の制定、変更及び廃止に関する事項

(5) 前各号に定めるもののほか本会の業務執行の決定

(6) 理事の職務の執行の監督

2 理事会は、次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。

(1) 重要な財産の処分及び譲り受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止



(5) 理事の職務の執行が法令及び本定款に適合することを確保するための体制、その他本会の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

- 3 監事は理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。
- 4 直前理事長等は理事会に出席し、意見を述べることができる。

(議事録)

- 第44条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに記名押印しなければならない。
- 2 理事長がやむを得ない事由により理事会に出席できない場合は出席した理事及び監事が記名押印しなければならない。

## 第6章 例会及び委員会

(例会)

- 第45条 本会は、次条に規定する委員会での協議事項を報告し、その目的達成に必要な事項を調査、研究、協議するため毎月1回以上例会を開く。
- 2 例会の運営については、理事会の議決により定める。

(委員会の設置)

- 第46条 本会は、その目的達成に必要な事項を調査、研究、審議及び実施するために委員会及び特別委員会を設置することができる。
- 2 委員会及び特別委員会の設置は、運営規程による。

(委員会の構成)

- 第47条 委員会は、委員長1名及び委員をもって構成する。
- 2 委員長は理事のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱し、委員は正会員のうちから委員長が理事会の承認を得て任命する。
  - 3 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長等及び事務局長を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第48条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 会費
  - (2) 寄付金品
  - (3) 事業に伴う収入
  - (4) 資産から生ずる収入
  - (5) 財産目録に記載された財産
  - (6) その他の収入
- 2 本会の経費は、前項の財産をもってこれに充てる。

(資産の管理)

第49条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(事業年度)

第50条 本会の事業年度は、毎年12月17日に始まり、翌年12月16日に終わる。

(資産の団体制)

第51条 本会の会員は、その資格を喪失するに際し、本会の資産に対しいかなる請求をもすることができない。

(事業計画及び収支予算)

第52条 本会の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び収支決算)

第53条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が以下に規定する書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、通常総会において承認を得るものとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 理事長は、前項に定める書類を通常総会の2週間前までに事務所に備え置かなければならない。

3 第1項の書類については各事業年度の経過後3ヶ月以内に行政庁に提出するとともに、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 本会は第1項の通常総会の終結後速やかに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

## 第8章 管理

(定款その他書類の備付)

第54条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備え置かなければならない。

(1) 定款その他諸規程

(2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類

(3) 理事、監事の名簿

(4) 認定、認可等及び登記に関する書類

(5) 理事会及び総会の議事に関する書類

- (6) 財産目録
- (7) 役員の報酬規程
- (8) 事業計画書及び収支予算書
- (9) 事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書
- (10) 監査報告
- (11) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (12) その他法令で定める帳簿及び書類

#### （書類の閲覧）

第55条 前条各号の帳簿及び書類の閲覧については法令で定めるところによるとともに、第57条の規定によるものとする。

#### （事務局）

- 第56条 本会は、その事務を処理するため、主たる事務所の所在地に事務局を設置する。
- 2 事務局には事務局長1名を置き、庶務を処理する。
  - 3 事務局長は理事会の承認を得て、理事長が任命する。
  - 4 前3項のほか、事務局に関して必要な事項は、理事会の議決により別に定める。

#### （情報の公開）

第57条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

#### （個人情報の保護）

第58条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

#### （公 告）

- 第59条 本会の公告は、電子公告により行う。
- 2 事故その他やむを得ない事由によって電子公告できない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第9章 定款変更

#### （定款変更）

第60条 本定款は、総会の決議によって変更することができる。

## 第10章 合併及び解散

#### （合併等）

- 第61条 本会は他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び廃止をすることができる。
- 2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届けなければならない。

(解 散)

第62条 本会は、法令で定められた事由によるほか、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の4分の3以上の議決によって解散することができる。

(残余財産の処分)

第63条 本会が解散により清算するときに有する残余財産は、総会の議決を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(公益目的取得財産残額の算定)

第64条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第54条第11号の書類に記載するものとする。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第65条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合、又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）において、公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の議決により、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

(清算人)

第66条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第67条 本会は、解散後においても清算終了の日までは、総会の議決を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員から徴収することができる。

## 第11章 雑 則

(細 則)

第68条 本定款に別に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、別途規程に定める。

## 附 則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益社団法人の設立登記の日から施行する。

2 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益社団法人の設立の登記を行ったときは、第50条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度

の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

- 3 本会の最初の理事長は及川啓隆とする。
- 4 本会の最初の専務理事は高橋真毅とする。

**附 則**（平成27年1月13日）

- 1 定款第16条第1項（2）、第32条第4項、第40条第3項、第59条第1項の変更、第59条第2項新設については、平成27年1月13日から施行する。

**附 則**（平成27年8月21日）

- 1 定款第24条第1項の変更については、平成27年8月21日から施行する。

**附 則**（平成31年1月13日）

- 1 定款第6条（3）、第7条（3）の削除、第8条第2項、第15条第3項、第47条第2項の変更については平成30年1月13日から施行する。